（同法第六十一条の六第五項の規定により同法第十条の三第一項の規定を準用する場合にあっては育児休業等給付とする。以下この号において同じ。）（次号から第十六号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。）

二～七	（略）
八	雇用保険法第六十条の三第一項の規定により支給される教育訓練休暇給付金
九～十六	（略）
6～8	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（同法第六十一条の六第五項の規定により同法第十条の三第一項の規定を準用する場合にあっては育児休業等給付とする。以下この号において同じ。）（次号から第十五号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。）

二～七	（略）
（新設）	
八～十五	（略）
6～8	（略）

その他告示

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高岡市福岡町下蓑字中島三九七番一から同市福岡町下蓑字梨子木二四四九番六まで	前	一三・〇八～二六・四〇メートル
	後	二〇・〇〇～二二・〇五メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道八号	高岡市福岡町下蓑字中島三九三番一から同市福岡町下蓑字梨子木二四四九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで	前	二二・〇〇～二二・〇〇メートル
	後	二二・〇〇～二四・八八　〇・〇二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第五十一号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月八日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員延長
北海道紋別郡遠軽町東町五丁目二番一九から同町向遠軽二六七番及び四七一番まで	一三・六四～一五四・七七メートル　一・九九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

官庁事項

食料・農業・農村基本計画の変更

政府は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第17条第８項の規定に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を、去る４月11日に閣議決定した。

以下、その全文を同条第９項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和７年５月８日

農林水産省